農林水産業再生支援交付金 林業振興整備費補助金 農業生産基盤整備事業調査費補助 農業用施設災害復旧事業費補助 農地災害復旧事業費補助	船舶	鋼船	とう載漁船	八
			ひき船	一〇
			その他のもの	一一
		木船	とう載漁船	一二
			動力漁船及びひき船	四
			その他のもの	六
		その他のもの	モーターボート及びとう載漁船	八
			その他のもの	四
	航空機	ヘリコプター		五
		その他のもの		五
	車両及び運搬具	特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）		五
		散水車		四
		除雪車		五
		タンク車、じんかい車、し尿車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの		四
		小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）		三
		その他のもの		四
	前掲のもの以外のもの	自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	四
			その他のもの	四
			貨物自動車	四
			ダンプ式のもの	五
			その他のもの	五
			報道通信用のもの	六
			その他のもの	三
		二輪又は三輪自動車		三
		フォークリフト		五
		トロッコ		五
		金属製のもの		七
		その他のもの		四
		その他のもの	自走能力を有するもの	四
			その他のもの	四

工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）			五
	治具及び取付工具			三
	ロール	金属圧延用のもの		四
		その他のもの		三
	切削工具			二
	前掲のもの以外のもの	白金ノズル		一三
		その他のもの		三
	前掲の区分によらないもの	白金ノズル		一三
		その他の主として金属製のもの		八
		その他のもの		四
器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	事務机、事務いす及びキャビネット	主として金属製のもの	一五
			その他のもの	八
		応接セット	接客業用のもの	一五
			その他のもの	八
		その他の家具	接客業用のもの	五
			その他のもの	八
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	主として金属製のもの	一五
			その他のもの	八
		冷房用又は暖房用機器		五
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器		六
		食事又はちゆう房用品	陶磁器製又はガラス製のもの	二
			その他のもの	五
		その他のもの	主として金属製のもの	一五
			その他のもの	八